

モバイル型応急仮設住宅の供給について

厚真町 建設課建築住宅グループ 主査 江川 泰弘

1. はじめに

平成30年9月6日の胆振東部地震発災以後、全国の皆さまより被災地への多大なる御支援を賜りましたこと、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

このたび寄稿しました「モバイル型応急仮設住宅の供給について」では、胆振東部地震において厚真町が住民の避難先（仮住居）の確保やその在りようについて苦慮した点やモバイル型応急仮設住宅を導入するに至った経緯を紹介させていただき、今後の災害に役立てていただければという想いで執筆致しました。

2. モバイル型応急仮設住宅供給までの経緯

(1) 自宅を離れての避難が困難な被災者

胆振東部地震では、土砂災害や宅盤被害、家屋損傷などが町のいたるところで発生し、応急仮設住宅の必要数を調査するだけでも、職員2名体制では仮設住宅事業着手期限寸前まで時間を要しました。その調査の中で畜産業など業種によっては、自宅を離れて避難することが困難な被災者も確認され、応急仮設住宅の整備について大きな課題となりました。

(2) モバイル型応急仮設住宅の導入検討について

前述のとおり、自宅を離れて避難することが困難な状況にありながらも調査の結果、家屋もしくは周辺状況として二次災害の恐れがあることも事実で、安全確保のためにも仮設住宅への入居が望ましい被災者も複数おりました。

はじめに、町としてどのように対処すべきか検討を進める中で、同年7月に発災した西日本豪雨災害の被災地である岡山県倉敷市真備町において、トレーラーハウスやムービングハウスが採用されている情報を得て、モバイル型の検討に入りました。

また、被災地である隣町の安平町のクラウドファンディングによるムービングハウス導入が発端で、地方紙にモバイル型仮設住宅整備について記事が掲載され、それを受ける形で北海道から被災三町にモバイル型仮設住宅導入について、ヒアリングが実施されました。避難者の安否確認や支援体制の確立、整備事業の煩雑さが懸念されましたが、モバイル型を必要とする地方の実情を町としても訴えかけたことで、供給の実現となりました。

倉敷市真備町では、建設型の代替えとして団地形成された仮設住宅として整備されましたが、厚真町にお

いては、自宅より離れられないといった事由に対処するための導入検討であったことから、次に掲げる二つの供給条件を満たす被災者を対象とし、モバイル型応急仮設住宅の導入を判断しました。

①自宅近辺に二次災害等の危険性がなく、安全かつ設置が可能な土地を準備できること

②畜産業などの生き物に携わる業または、仕事の性質上、職住近接が必要不可欠と判断できる業種であること

(3) モバイル型応急仮設住宅の供給戸数の決定

モバイル型応急仮設住宅の供給対象者は、現地調査結果に基づき、職住近接が必要不可欠であろうと町が判断した対象者を抽出し、一件ごとに面談を行ない、供給条件を満たすことが可能かどうかを含め、本人の意向をヒアリングし、供給戸数を決定していきました。

基幹産業が農業である厚真町では、モバイル型を望む声も少なくはありませんでしたが、余震等が続く中、住民の安否確認や支援を行なっていく上で、団地形成される仮設住宅への入居が最も望ましいことを理解いただき、最小限度の戸数でモバイル型供給に踏み切りました。その結果、供給戸数は仮設住宅事業着手に間に合った8戸と調整が間に合わなかった町設置3戸の計11戸を整備しました。業種の内訳としては、農業7戸、畜産業2戸、その他2戸となっております。

現在では、建設型と同様に支援の手も行き届き、仕事についても支障なく、再建に向けての生活基盤として活用されていることから、余震時などの避難や安否確認が難しくなるなど問題もありますが、導入の仕方では生活再建の促進を図る有効な手段だと考えます。



写真 モバイル型応急仮設住宅 2名程度 1LK
お問合せ先 厚真町役場 建設課 建築・住宅グループ
メールアドレス : kenchikujyuutaku@town.atsuma.lg.jp